

### 3-5-4 個人事業者における課税期間の短縮

Q 前年以前から消費税の課税事業を営んでいたのですが、ずっと免税事業者でした。  
今年、再生可能エネルギー設備の購入を予定していますが、前年以前に「課税事業者選択届出書」を提出していません。  
この場合、消費税の還付を受ける事は出来ませんか？

A ご指摘の通り、原則として還付を受けることはできませんが、裏技として課税期間の短縮という方法があります。

(H)

#### 解説

#### 1. 課税期間の短縮による課税事業者選択について

原則として、前年以前から消費税の課税事業を行っていた免税事業者である事業主が、前年中に「課税事業者選択届出書」を所轄税務署長に提出していない場合、消費税の還付を受ける事は出来ません。

ですが、「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を所轄税務署に提出し、1ヶ月毎、もしくは3ヶ月毎に課税期間を区切り、その課税期間の開始前に、課税事業者選択届出書を提出することで、年の中途から消費税の課税事業者となることができます。

この方法で、消費税の還付を受けることができますが、必ずしも有利とは限らないので、慎重に判断されてください。

#### 2. 個人事業主における課税期間とは

個人事業主における課税期間は原則1月1日から12月31日までです。

課税事業者選択届出書は、原則として、提出した課税期間の翌課税期間から効力を生じません。

以上のことから、原則として前年以前から消費税の課税事業を行っている免税事業者である個人事業主が、太陽光設備を購入する年に「課税事業者選択届出書」を提出しても、消費税の還付を受けることができません。

ただし、「個人事業消費税課税期間特例選択・変更届出書」を所轄税務署に提出し、3ヶ月毎、もしくは1ヶ月毎に課税期間を短縮することで、太陽光設備を購入する課税期間の前に前課税期間を作ることが出来る場合があります。

##### (1) 3ヶ月毎に短縮した場合の課税期間

課税期間
1/1から3月31日まで
4/1から6月30日まで
7/1から9月30日まで
10/1から12月31日まで

(2) 1 か月毎に短縮した場合の課税期間

課税期間
1/1から1月31日まで
2/1から2月末日まで
3/1から3月31日まで
4/1から4月30日まで
5/1から5月31日まで
6/1から6月30日まで
7/1から7月31日まで
8/1から8月31日まで
9/1から9月30日まで
10/1から10月31日まで
11/1から11月31日まで
12/1から12月31日まで

3. 事例による解説

以下、事例により解説します。

<事例>

前々年度 課税売上高 1,000 万未満

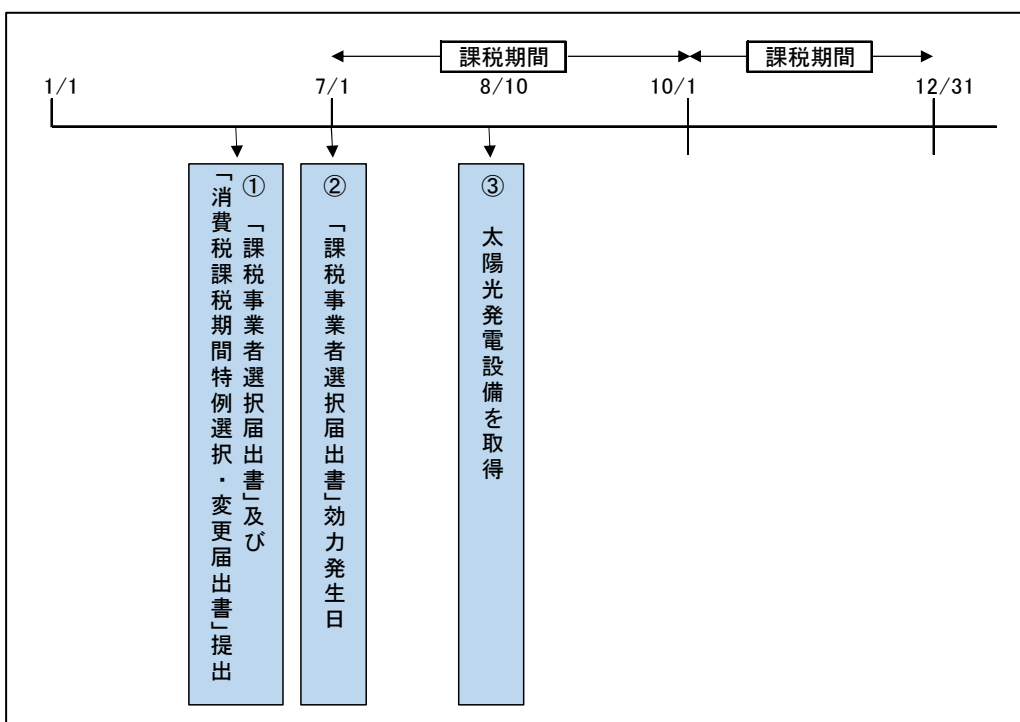
太陽光設備の取得日 8/10

前年中に課税事業者選択届出書を提出しておらず、本年は免税事業者である。

<事例の解説>

(1) 課税期間を3ヶ月毎に短縮した場合の例

<図表>

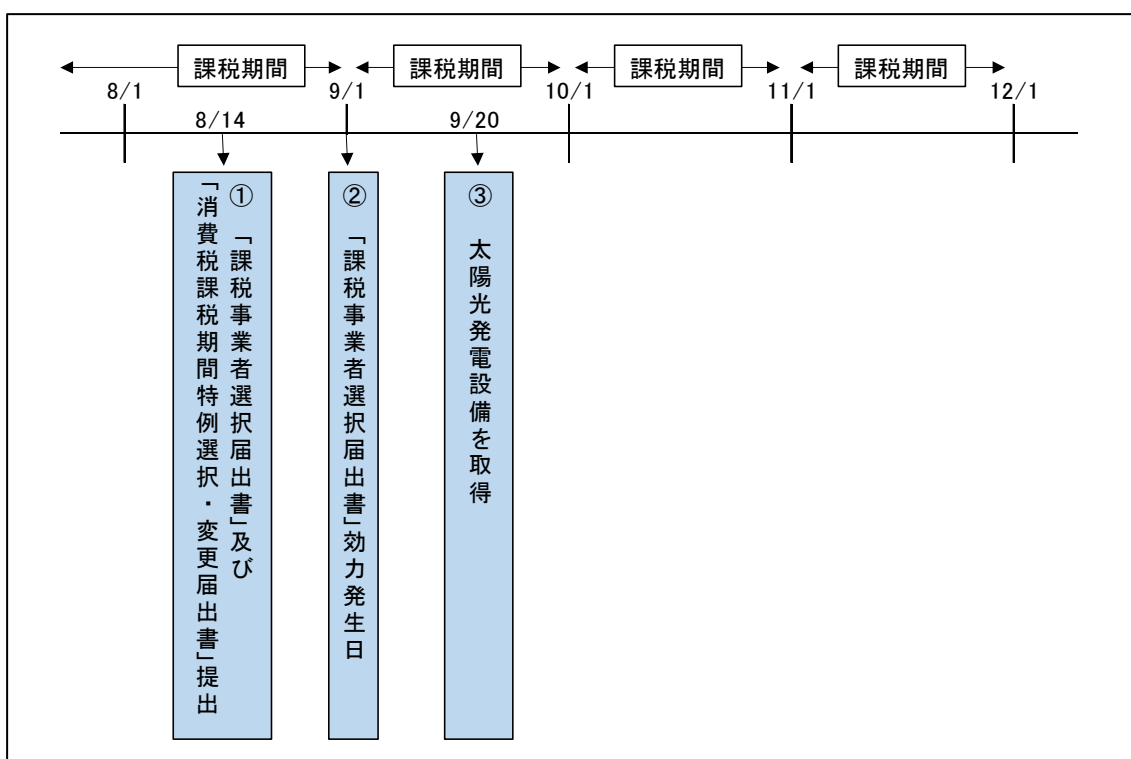


6月30日までに適用開始日を7月1日とした、3か月ごとに短縮する「課税期間特例選択・変更届出書」を提出し、同時に、7月1日から課税事業者となるための「課税事業者選択届出書」を所轄税務署長に提出します。

「課税期間特例選択・変更届出書」の効力によって3か月毎に短縮したため、太陽光設備を取得する課税期間（7月1日～9月30日まで）の開始前までに、課税事業者選択届出書を提出し、太陽光発電設備の取得時に、課税事業者となり、消費税の還付を受けることが可能となります。

## (2) 課税期間を1ヶ月毎に短縮した場合の例

<図表>



8月31日までに適用開始日を9月1日とする1か月ごとに短縮する「課税期間特例選択・変更届出書」及び「課税事業者選択届出書」を所轄税務署長に提出します。

「課税期間特例選択・変更届出書」の効力によって1か月毎に短縮したため、太陽光設備を取得する課税期間（9月1日～9月30日まで）の開始前に、課税事業者選択届出書を提出し、太陽光発電設備の取得時に課税事業者となり、消費税の還付を受けることが可能となります。

#### 4. 課税期間短縮のメリット・デメリット

##### 〈メリット〉

##### **(1) 課税事業者となり、消費税の還付を受けることができる。**

課税事業者選択届出には、提出期限が定められており、この期限を過ぎてしまった場合、適用は受けられません。ですが、課税期間を短縮することにより、新たに開始する課税期間が発生し、適用を受けることができるようになります。

##### **(2) 消費税の還付を早く受けることができる。**

太陽光設備の購入など、大きな設備投資を行ったことに伴う消費税の還付を受ける場合には、課税期間を短縮することで早期に受けることができます。

通常、1年分を翌年の3月31日までに申告して、その後4月～5月くらいに還付を受けることとなります。

ところが、課税期間を3月毎、または1月毎に短縮している場合は、3月毎または1月毎（その後の2か月以内）に申告して、年の中途で還付を受けることができます。

##### 〈デメリット〉

##### **消費税の申告が複数回になる為、煩雑になる。**

課税期間を3ヶ月毎、もしくは1ヶ月毎に短縮した場合、2年間は継続して適用しなければなりません。3ヶ月毎、もしくは1ヶ月毎に消費税の確定申告は、費用や労力を要しますので、メリットとの比較が必要です。